

岐阜県手数料納付確認書
(建築許可、認定等)

令和8年10月1日現在

建築主 氏名								
建築場所 (地名地番)								
納付金額		円						
納付金額の算定式 (認定で算定式を用いる場合)								
建築許可等		金 額						
☐ 建築物の敷地と道路との関係の制限特例認定 (法第43条第2項第1号)		27, 000円						
☐ 建築物の敷地と道路との関係の制限特例許可 (法第43条第2項第2号)		33, 000円						
☐ 公衆便所等の道路内における建築許可 (法第44条第1項第2号)		33, 000円						
☐ 建築物の建蔽率に関する制限の適用除外許可 (法第53条第4項、法第53条第5項、 法第53条第6項第3号)		33, 000円						
☐ 仮設興行場等建築許可 (法第85条第6項)		120, 000円						
☐ 特別仮設興行場等建築許可 (法第85条第7項)		160, 000円						
☐ 用途変更興行場等一時使用許可 (法第87条の3第6項)		120, 000円						
☐ 用途変更特別興行場等一時使用許可 (法第87条の3第7項)		160, 000円						
☐ 卸売市場等の特殊建築物の位置の許可 (法第51条ただし書)		160, 000円						
☐ 日影による中高層建築物の高さ制限の許可 (法第56条の2第1項ただし書)		160, 000円						
☐ 用途地域における建築等許可 (法第48条第1項～第14項、第16項)		1. 利害関係者の意見聴取及び建築審査会の同意を要しないもの 120, 000円 2. 建築審査会の同意を要しないもの 140, 000円 3. 1及び2以外のもの 180, 000円						
☐ 総合的設計一団地内建築物制限特例許可等 (法第86条第3項)		建築物数＝2 238, 000円 建築物数≧3 {238, 000＋(建築物数－2)×28, 000}円						
☐ 総合的設計建築物制限特例許可等 (法第86条第4項、法第86条の2第2項、第3項)		建築物数＝1 238, 000円 建築物数≧2 {238, 000＋(建築物数－1)×28, 000}円						
☐ 上記以外の建築許可		160, 000円						
建築認定		金 額						
☐ 建築物等仮使用認定 (法第7条の6第1項第1号、第2号、 法第18条第38項第1号、第2号)		120, 000円						
☐ 総合的設計による一団地の建築の特例認定等 (法第57条の2第1項、法第86条第1項)		建築物数＝2 78, 000円 建築物数≧3 {78, 000＋(建築物数－2)×28, 000}円						
☐ 既存建築物を前提とした総合的設計による建築物 の特例認定等 (法第86条第2項、法第86条の2第1項)		建築物数＝1 78, 000円 建築物数≧2 {78, 000＋(建築物数－1)×28, 000}円						
☐ 複数建築物の認定の取消等 (法第57条の3第1項、法第86条の5第1項)		{6, 400＋認定区域建築物数×12, 000}円						
☐ 上記以外の建築認定		27, 000円						
納付方法		☐ POSレジ端末 【現金】		☐ POSレジ端末 【キャッシュレス】				
受付 年月日	※	年	月	日	番号	※	第	号

- (注意)
- 1 この納付確認書は、岐阜県に対する建築基準法の規定に基づく許可、認定等の申請手数料を納付する際に使用するものです。
 - 2 岐阜市、大垣市、各務原市に申請する場合は、それぞれの指定様式を使用してください。
 - 3 建築基準法に基づく確認、完了検査の場合は別様式を使用してください。
 - 4 ※印の欄以外は、申請者が確実に記入してください。